

2024年2月27日

定款認証における面前確認廃止について(意見)

株式会社マネーフォワード
フリー株式会社
弥生株式会社

2022年11月、「スタートアップ元年」として官民が一致協力して、スタートアップを10万社創出することが「スタートアップ育成5か年計画」で掲げられた。戦後の創業期に次ぐ「第二の創業ブーム」を実現するためには、起業したい人が大きな負担感なく迅速かつ適法に起業できる社会及び法制度が実現されていることが大前提となる。

現在、株式会社を設立するためには、公証人による定款認証が必要¹であり、その過程において面前確認が必須²とされている。公証人との面談においては、発起人の設立意思の確認や定款の適法性審査等を行うこととされているが、過去に関連ベンダー他で実施した調査³によれば、定款の形式的な指摘をするに留まり、内容面での示唆はほとんどなく、単なる「手続き」と化しているとの実態が示されている。また、公証人との面談が行われなかったケースも15%程存在しており、面前確認を経ずに設立された株式会社があることが既成事実として存在している。

一方で、面前確認に伴う関係書類の受付や修正の指示等においては、例えば、関係書類に付す電子署名につき、本来は認められている不可視署名(印影のない署名)ができないと言われた、オンラインでの申請自体不可と言われた、等、公証役場もしくは公証人によって運用や指摘の基準が異なるケースが散見されている。公証人が行う業務が全国規模で標準化されておらず、現場での裁量に過度に委ねられていることで、特にオンラインでの申請を行う起業家の混乱を招いており、起業家のサポートを行う関連ベンダーでも対応に苦慮している実態がある。

こうした事実を踏まえれば、面前確認の意義と実態が乖離しているのみならず、それを司る運用面においても手続きの煩雑化が進んでいることは明白であり、一日も早く起業したい、事業の内容を少しでも良いものとするために時間を割きたい、と考える起業家にとっては、「手続き」のためだけに時間や労力を費やすという負担感だけが残る制度になっていると言わざるを得ない。実際に、前述の関連ベンダー調査⁴においては、起業家から同様の指摘がなされており、面前確認や定款認証そのものについての意義を問う声も多く見受けられる(参考:別添資料「公証人による定款認証に関する起業家からの声」)。

¹ 会社法第三十条

² 公証人法第六十二条の六

³ 規制改革推進会議 第14回 スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ 資料2-3「[公証人による定款認証に関する発起人へのアンケート調査の結果](#)」(2023年6月21日)

⁴ 脚注3と同様の調査を指す。ただし、別添資料作成にあたっては、本意見書を作成した関連ベンダー3社による実施・回答分のみを記載した。

これまでの規制改革推進会議では、起業家の負担軽減を図るための措置について検討が重ねられており、並行して、法務省他でも、定款認証における公証業務のあり方について議論が進められてきた。こうした流れを受けて、昨年12月、一定の条件を満たす株式会社を設立する際に、会社法に適合する定款案を容易かつ迅速に作成できる「定款作成支援ツール」が日本公証人連合会によって公開され、本年1月より運用が開始された。また、東京都及び福岡県においては、起業家が当該ツールを用いて定款認証を受けようとする場合に、48時間以内に認証手続きを完了させることとする試行的運用が開始される等、具体的な対応策が関係者間で議論され、新たな施策が実施されるに至ったこと自体は評価したい。

加えて、「定款作成支援ツール」は、これまで関連ベンダーで提供してきた会社設立のためのプロダクト上の「モデル定款」(所定のフォームに従って一定の必要事項を選択又は入力することで作成された定款案)の機能に類似するものであり、民側で実装されている「モデル定款」機能が、適法性を担保しながら容易に定款作成が行える仕組みとして有効であることが示されたという意味では画期的である。

しかしながら、引き続き面前確認が必須とされている点については、面前確認の趣旨が発起人の設立意思の確認及び定款の適法性担保とされているところ、前者はマイナンバーカードの公的個人認証サービス(JPKI)⁵を用いた電子署名等のデジタル技術の活用により発起人の設立意思の確認が可能であり、後者は「モデル定款」の活用により定款の適法性確保が可能である。その上、面前確認の意義と実態が乖離している現状等も踏まえれば、そもそも面前確認自体が不要であるがゆえに、起業家の貴重な時間・手間・金銭を犠牲にしていることの合理性がまずもって強く問われるべきであり、面前確認手続きを廃止することが妥当である。

同時に、起業家にとっては決して安くない金額である手数料についても、登記完了までのプロセスにおいて、定款認証手数料と登記における登録免許税がそれぞれ徴収されており、ワンストップが実現されていない点を改める観点からも、前者の認証手数料を無償化することが妥当である。

以上

【別添資料】公証人による定款認証に関する起業家からの声

⁵ 公的個人認証法に基づき、国と地方公共団体が共同で管理する法人である地方公共団体情報システム機構により運営されており、デジタル庁が「最も高いレベルのセキュリティや信頼性を備え」としている。

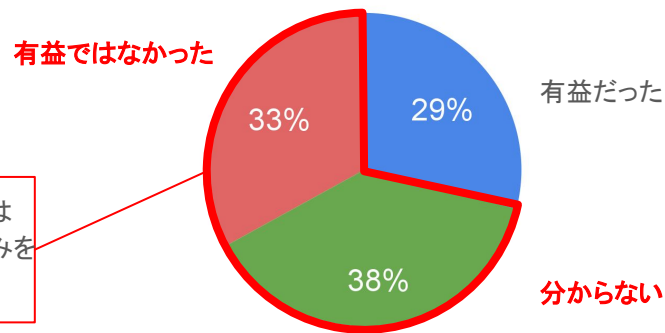
公証人による定款認証に関する 起業家からの声

2024年2月27日

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

問：公証人による定款認証について、実際のご自身の経験も踏まえて、制度ややり方等について何かご意見があれば自由に記述してください。

※「問：全体として公証人との面談は有益だったと思いますか？」(N = 285) に対して「有益ではなかった」「まったく有益ではなかった」「分からない」と答えた方で、当該設問に回答された方のみを抽出 (N = 149, 創業手帳での実施・回答分を除く)



- 公証人による定款認証について、全く不必要な制度である。訪問日時の予約や行政書士とのやりとりなど、負担・時間・費用だけがかかった。オンラインで完了できるなどの問題ではなく、そもそも公証人制度自体が不必要である。元裁判官の天下り先として既得権益になっているのかもしれないが、今後、法人設立や開業を政府として促したいのであれば、制度設計から再度検討していただきたい。
- 民間サービスなどのシステムが充実してきており、定款認証の制度も見直すべきと思う。また、その様なところでテンプレを用いて作成した定款に対する公証人のチェックも、結果として充実しているとは思えない(おざなりなチェックではないか)。
- 公証人が上記の役割を果たしていたことは確かだが、将来的に考えて、公証人にしかできないものではないと考える。AIで内容を検証し、その上で公証人が確認する方式にすれば、もっと迅速に廉価に定款認証ができると思う。

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

- 代理人である行政書士さんとのやり取りの方が有効だった。その時点で完成度が高かったため、**公証人による認証は重複した事務手続きで無駄に感じた**。
- **公証人による定款認証は形式化している行為であるため廃止すべき**。独占業務として行う意義が薄い。要件を満たしていなければ、法務局で十分に指摘ができるし、会社法にもとづき会社運営を行う上で関与する弁護士等の法務プロフェッショナルとも異なり、**設立時だけに関与する意義も薄く、起業創出の上での非関税障壁となっている**。
- もっと規制緩和すべき
- 繰り返しになりますが、公証人の方との面談等自体はある程度望ましいものだと感じますが、それまでの**受付担当の方の対応や面談までにかかるコスト(役員が遠隔地に散らばっているケースで法人を設置しようとした際の実印や書類収集等)が非常に無益なものに感じます**。定款自体は必要なもので、適法性等ももちろんチェックされるべきものと思いますが、ここを**通過するまでの時間的・金銭的なハードルこそが起業の一番の障壁になっていると感じました**。
- ただ書類の誤字がないか確認して、特にどういう趣旨で法人を立ち上げるのか聞かれなかったのも、後から修正が必要になった。
- **公証人の面談もなく、相談もできなかった。存在意義の無さを感じた。ただの書類上形式的に存在しているだけのようだった**。
- 定款作成全てを発起人のみで行った場合であればともかく、費用を支払ってそういったサービスを受け、かつ司法書士や行政書士がそこに絡んで作成したのであれば、**公証人による定款認証の固有の役割については、定款作成の過程において、公証人ではなくても専門業者や士業たちと、発起人とのやり取りの中で、既に果たされているのではと考えます**。

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

- 公証人の役割は理解するが、なぜ登記所ではなく公証人による認証が必要なのがよくわからない。この制度があるからにはその必然性があったのだろうが、**定款認証を受けるにあたっては決して小さくない労力を払ったのは確かで、従業員数人の零細法人を設立するのにも必要な制度なのか疑問ではある。**
- 公証人って誰なの？どんなバックグラウンドなの？ということもわからないため、本来の精度の趣旨が実現されているのかどうか疑問を感じる。
- **作成名義人の意思確認が形骸化しているのは、そもそもの必要性に起因しているものと思われる。**
- **お金を払って面談しないといけない必要性を感じない**
- 民間サービスのようなクラウドでの設立が連動しないと、何かと不便
- 全ては私の勉強不足が悪いのだが、**内容の確認は形式的に、電子定款に対する意趣返しを私にしているようにしか思えなかった。**
- 一般的な内容のものはAIで代替して人手を少なくできるのではないのでしょうか。
- オンラインで書類のみで良いと思う。
- 公証人の方はあまり時間がなさそうな感じで、とりあえず対面すれば終わりという感じでした。こんなものなのかという感想です。**待ち時間が長くて、対面はすぐに終わりました。**
- 今回は会社設立を見送ったので何とも言えない
- **公証人の存在意義、必要、意味があったのか**
- お金だけではなく、**もっと責任感をもって定款認証に関わってくださる公証人の方を募るようにしてほしい。**

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

- **早急に廃止してほしい**
- ほとんどの場合 **ただの事務処理係に徹していらっしゃる**。
- 登記関連の手続きと同様に定款も法務局で認証してもらえるようにしてもらいたい。 **手続きがいろいろなところに散らばっており、混乱する**。
- **必要ないと思う**
- なんの事か分からない
- オンラインで十分である。
- 一般の人が対応するには難しい内容なので、簡素化して欲しい。
- オンラインでできることをもっと周知してほしい
- **ただ読み上げるだけなら面談はいらぬ** と思います。
- 「作成名義人の意思確認」については、間違いなく確認されていたと思う。「定款全体の適法性審査」については専門家視点で審査していただいているものと思っていたのでこちらも確認できていたと思う。「発起人の真意の定款への反映」については、モデル定款への同意はしているものの、真意の反映というところまでは当事者としてその知識も乏しく、たとえ公証役場でいろいろな提案を受けたとしても、果たしてそれが自らにふさわしいものか判断することすらできず、結局定款まで落とし込むことは難しかったと思う。 **立ち上げ時はなるべく簡素化して最低限の内容で手続きを行い、事後的に個々の事情に合わせて定款を変更するという形で良いと考えている**。
- 言われるがままの事をしただけなので、分からないです。
- 会社をあまりにも簡単に作れすぎるのは良くないが、公証人役場にあまり必要性を感じない。
- 定款は表向きなんとでもかけるので、あまり意味があるとは思わない

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

- 面談等は必要かと存じますが、適法性の審査、真意の定款への反映は、**面談以外のオンラインツール上（チャット、メールなど）で実施頂いたほうが無駄がなく、効率的** かと感じられました。
- オンラインでAI審査で十分ではないか？と思います。
- 個人的に重要なのは違法性がないことが確認する方法は他にもあるので、手間は少ないほうがよいと思います。それこそマイナンバーでよい。**結局事務的な作業に見受けられた** ので実情であれば意味はないかなと思います。やり方がかわるのであれば話は別ですが。
- **既得権の儀式にお金を払わされていることは、やめてほしい**。証人と称してムラ社会の仲間内でアルバイトを回して、腹立たしい。
- いらない、AIによるオンラインで申請でいい。
- 会社をつくるのにある程度のハードルは必要と思う。
- 無駄な手続きだなと思った
- **確認は事務スタッフがやっている印象を受けた**。確認が終わった後に、公証人はただ面談しなければいけないので面談しているという雰囲気を感じた。
- 会社設立の検討段階から、もう少し手軽に相談できるようにしてほしい。
- 実際に交渉役場に足を運ぶ、またはオンラインで面談をするという行為を通じて、「意思確認」という役割は一定果たしているような気はします。
- **「適法性確認」については、民間サービスを利用すれば一定程度信頼性が担保される側面があると思いますので、現代においては少々役目として陳腐化している** かもしれません。「真意の反映」については、助言・相談的な場面がありませんでしたので、必要な役目なのか判断できませんでした。

起業家から寄せられた定款認証制度に関する声

- **制度の必要性を感じません**
- **手続きの簡素化を。**
- 公証人の判断に任せるのではなく、ある程度質問内容や手順を固定したほうが良いと思う
- よくわからなくてやってた
- 会社設立をめぐる法律上の要請から定款認証は一定の意義があるが、**作業と対価の関係やアンバランスで、コストが高く**、いわば法曹側の一種の既得権益であることは間違いなく、これまでは仕方がないと思ってきたが、改善されるものならその動きは指示したい。
- 手続きが複雑と感ず
- **確認するだけであれば署名捺印のある書類のみで良い**
- 合同会社のため不要
- 公証人の定款に対する責任はないのでは？

(回答数: 55件)

調査概要

※[規制改革推進会議 第14回スタートアップ・イノベーションWG資料](#)より抜粋
(掲載している声については創業手帳での実施・回答分を除く)

● 回答方法

オンライン(協力事業者から対象者の方に対し、メールで回答フォームのURLを送信)

● 実施期間

令和5年4月6日～令和5年4月26日

● 対象者

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの過去2年間に、公証人による定款認証を受けた発起人で、以下の①または②に該当する方

- ①「freee会社設立」、「マネーフォワードクラウド会社設立」および「弥生のかんたん会社設立」の各サービスのいずれかを利用された方
- ②「創業手帳」のメールマガジン会員の方

● 協力事業者

株式会社マネーフォワード
創業手帳株式会社
freee株式会社
弥生株式会社
(五十音順)